

取扱区分：「公開」

令和5年第1回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和5年1月10日（火）10時00分

於：周南市役所 委員会室3

# 令和5年第1回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年1月10日(火) 午前10時01分 ~ 午前10時30分

2 場 所 周南市役所 委員会室3

3 出席者等

(1) 出席委員 15人

第1番 秋 貞 啓 子

第2番 有 馬 俊 雅

第3番 岩 田 実

第4番 佐 伯 伴 章

第5番 白 石 純 治

第7番 田 中 榮 作

第8番 歳 光 時 正

第9番 野 村 邦 幸

第10番 林 俊 一

第11番 原 田 雅 之

第13番 藤 井 孝

第15番 松 田 孝 行

第16番 山 崎 光 夫

第17番 笠 井 保 雄 (会長職務代理者)

第18番 山 下 敏 彦 (会長)

(1人欠員)

(2) 欠席委員 3人

第6番 高 橋 恵

第12番 弘 中 壽

第14番 藤 原 典 子

(3) 事務局職員 2人

局 長 中 山 浩 毅

次 長 杉 岡 清 伸

(4) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議決事項

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 4件

##### 第3 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について 10件

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 1件

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について 7件

報告第4号 現況が農地でないことの証明等について 10件

報告第5号 相続税の納税の猶予に関する適格者証明について 1件

中山事務局長

皆さん、あけましておめでとうございます。

本年も、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中15人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第6番・高橋恵委員、第12番・弘中壽委員、第14番・藤原典子委員の3人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

皆さん、改めまして、あけましておめでとうございます。

本年が、希望にあふれ飛躍する年となりますように、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただ今より令和5年第1回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第15番松田孝行委員、第16番 山崎光夫委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページの議案第1号は、1議案3件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が2,493平方メートルの農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は市外に居住しており農地を管理できないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により、経営規模拡大のため農地を取得するものです。

取得後の農地は約1.1ヘクタールで、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番歳光委員

8番歳光でございます。

議案1号農地法3条第1項による許可申請、番号1について調査を行いましたので報告をいたします。

地番、面積、場所等、事務局の説明のとおりでございます。

11月20日に今回の譲受人が来られまして、今回の申請のための説明と今後の考え方等をお話されました。

また、12月12日に事務局職員と私で現地調査を行い、再度、譲渡人とは電話で、譲受人とはお会いし、お話をお聞きしました。

この中で、今回の農地がある地区が、今後ほ場整備をしようとし

ている地域であることの中で、水田として利用する意思がないことから作っていただく方がいれば贈与して寄与したいという考えがなされ、譲受人が受け水田として利用していく、また、ほ場整備にも協力していくことから、非常に良いことだと思います。

調査項目に従い調査を行いましたけれども、問題ないと思います。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第1号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第1号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第1号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の面積が4,855平方メートルの農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は農業後継者がいないため譲り渡すものです。

譲受人は、現在、地元の農業法人の職員として働いているが、個人でも水稻や野菜等を栽培して営農したいと思い、譲渡人からの申

し出により農地を取得するものです。

取得後の農地は約50アールで、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯委員

第4番佐伯委員

4番の佐伯です。

議案1号の2番について調査報告をします。

昨年12月に事務局職員と現地確認を行い、水稻が耕作されている農地と遊休農地があることを確認しました。

譲受人とは後日電話で確認をし、現在農業法人に勤務されており、自己所有の農地が無いとため、農地を探していたというところからです。

その時に譲渡人より農地を譲っても良いとの話があつて承諾したとのことです。

農機具等はトラクターの他数台を所持しており、他に必要な機械は、知人の物を借りて耕作をされるということです。

水稻農地は継続して水稻作付し、遊休農地は草刈り、耕起をして、野菜やビワなど果樹などを植え付ける予定とのことです。

譲渡人とも電話確認をしましたが、他にも農地はあり、後継者もいないため、今回の農地の希望もあつて、譲り渡すことにしたそうです。

今回は農地の荒廃を防ぎ、農地の保全をするためにも問題はないと思われまますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第1号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第1号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第1号、番号3番を議題といたします。

本件について、第3番・岩田実委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与することができません。

岩田委員におかれましては、ご退席をお願いいたします。

(岩田委員退席)

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田5筆、畑2筆の面積が3,224平方メートルの農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は高齢で市外に居住しており耕作が難しいため譲り渡すものです。

譲受人は、畜産経営をしており、飼料用作物を栽培するため農地を取得するものです。

取得後の農地は約3ヘクタールで、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、私の方から現地調査の結果及び補足説明をいたします。



番号3番について、去る12月22日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認の上、同日に申請譲受人に、12月24日に申請譲渡人に電話にて意思確認を行いました。

4246番3は1枚の田として、4340番1及び4342番2は、まとめて3枚の田として、また、4246番9は畑として、それぞれ耕作されていました。

4262番、4316番及び4317番は、作物は栽培されていませんが、草刈りがなされ保全管理されていました。

譲渡人は、農業をしたいけれども、子どももやらないし、年々耕作が難しくなることから売却することにしたとのことでした。

譲受人は、自宅からも近く、畜産牛への飼料用農作物を耕作するのに好都合であり、家族で協力して農業経営をするとのことでした。

営農計画書をはじめ関係書類が提出されており、調査項目に従って調査をしましたが、特に問題はないと思われまます。

よろしくご審議をお願いいたします。

ただ今の議案第1号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第1号、番号3番は、許可と決定いたします。

岩田委員は、ご入場のうえ、ご着席ください。

(岩田委員着席)

続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

3ページから4ページの議案第2号は、1議案4件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積495.98平方メートル、パネル枚数192枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢で今後の管理が困難なため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、鹿野博愛病院から南東約270メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林委員

第10番林委員

10番の林です。

議案第2号1番の農地法第5条第1項の規定による許可申請について補足説明いたします。

去る12月20日に事務局職員と現地確認いたしました。

後日、譲渡人とは現地で確認し、譲受人とは電話にて確認いたしました。

地目は田で去年までソバが植えてあったそうで、きれいにされて整備されておられました。

しかし、農地を貸していた方が高齢のためやめられたので、今後の管理が困難なため売却することにしたそうです。

譲受人は、設置後は年数回の草刈りを実施して管理していくとのこと。

必要書類も完備されており、何ら問題もないと思われますので、ご審議のほどよろしくお祈いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第2号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第2号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積438.38平方メートル、パネル枚数170枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地としての維持管理が困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南リハビリテーション病院から東約270メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、

公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

第12番の弘中委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

当案件について先に譲渡人、譲受人双方に所有権移転の契約が成立していることを確認いたしました。

去る12月21日、事務局職員と共に現地調査をしました。

当地は周囲が太陽光発電施設に転用される地域であり、従前の農作道、水路水系はそのままで、他の許可要件を満たしているものと確認しました。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第2号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第2号、番号2番は、許可と決定い

たします。

続きまして、議案第2号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積324.92平方メートル、パネル枚数126枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地としての維持管理が困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南リハビリテーション病院から東約190メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

第12番の弘中委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

当案件について先に譲渡人、譲受人双方に所有権移転の契約が成立していることを確認いたしました。

去る12月21日、事務局職員と共に現地調査をしました。

当地は周囲が太陽光発電施設に転用される地域であり、従前の農

作道、水路水系はそのままで、他の許可要件を満たしているものと確認しました。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第2号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第2号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積438.38平方メートル、パネル枚数170枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

申請地の633平方メートルは日陰となるため、有効敷地面積は1,651平方メートルとなります。

譲渡人は、耕作する予定がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西インターチェンジ入口から南西約290メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は高速自動車国道からおおむね300メートル以内の第3

種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書などの書類は整っています。

本件は、添付された事業計画書によれば、申請地内の暗渠の修繕・管理は買主がすることが明記されていますので、農地法第5条第3項において準用する同法第3条第5項の規定による許可の条件の付加として、太陽光発電設備の設置工事前に申請地内の暗渠を修繕し、以後管理することを加えたいと考えます。

なお、時期は不明ですが、申請地の一部を雑種地と道の一部に無断転用されています。

このことについて、所有者から、以後は農地法及び関係法令を遵守する旨の顛末書が提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第2号4番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

12月22日、事務局職員と推進委員と私と3人で現地確認をしました。

地目は田で3筆合計2,284平方メートルを申請するものです。

現状は耕作されてはいませんが、草刈りはされていました。

12月28日、譲渡人は県外にお住まいのため、電話にて意思確認をしました。

お話によりますと、20年前までくらいは預けて耕作してもらっていたが、高齢でやめられ、その後は耕作する人がなく、業者に草刈りをお願いしていたそうです。

議長（山下会長）

今回、太陽光発電の話があり、売却することにしたそうです。

1月9日、譲受人とは電話にて意思確認をしました。

現状説明、対策は先程の事務局説明のとおりです。

補足説明は以上です。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第2号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号4番について、採決を行います。

本件は、太陽光発電設備の設置工事前に申請地内の暗渠を修繕し、以後管理することを許可の条件に付加し許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第2号、番号4番は、太陽光発電設備の設置工事前に申請地内の暗渠を修繕し、以後管理することを許可の条件に付加し許可することと決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

5ページから8ページまでの報告第1号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は10件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。



議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9ページの報告第2号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第2号を終わります。

続きまして、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

10ページから11ページの報告第3号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、7件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第3号を終わります。

続きまして、報告第4号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページから14ページの報告第4号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したもので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は10件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第4号を終わります。

続きまして、報告第5号「相続税の納税の猶予に関する適格者証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第5号は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税の猶予に関する適格者証明願があったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により適格者である旨を証明いたしましたので、ご報告いたします。

なお、この相続税の納税猶予に関する適格者証明につきまして

は、実体的判断を伴うものであり、専決処理することは適当でなく、総会での議決が適当であると考え、昨年の12月総会で議案第52号「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」の議決をいただき、会長専決事項から除外いたしましたが、今回の報告は、改正会長専決規程の施行の日の前に受け付けた適格者証明願いに対するもので、改正前の規程の例により専決処理を行ったものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第5号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和5年第1回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時30分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和5年1月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 松 田 孝 行

委 員 山 崎 光 夫